

# 事務概要

令和 3 年

神奈川県警察本部



---

---

# 目 次

---

---

警 察 概 況 .....	1
神奈川県警察組織図 .....	2
令和3年神奈川県警察運営重点（別表第1） .....	3
令和3年度警察費歳出予算額（別表第2） .....	4
神奈川県警察本部分掌事務（別表第3） .....	6
神奈川県公安委員会委員名簿（別表第4） .....	8
神奈川県警察幹部名簿（別表第5） .....	9

## 総 務 部

総 務 課 .....	12
広 報 民 課 .....	12
会 計 課 .....	12
施 設 課 .....	12
装 備 課 .....	13
情 報 管 理 課 .....	13
留 置 管 理 課 .....	13

## 警 務 部

警 務 課 .....	14
教 養 課 .....	14
厚 生 課 .....	14
監 察 官 室 .....	14

## 生 活 安 全 部

生活安全総務課 .....	15
人身安全対策課 .....	15
少年育成課 .....	16
少年捜査課 .....	16
生活経済課 .....	16

生活保安課	.....	16
サイバー犯罪捜査課	.....	16

## 地 域 部

地域総務課	.....	17
地域指導課	.....	17
通信指令課	.....	17
自動車警ら隊	.....	17
鉄道警察隊	.....	17

## 刑 事 部

刑事総務課	.....	18
捜査第一課	.....	18
捜査第二課	.....	18
捜査第三課	.....	18
鑑識課	.....	18
機動捜査隊	.....	19
科学捜査研究所	.....	19

## 刑事部組織犯罪対策本部

組織犯罪分析課	.....	20
暴力団対策課	.....	20
薬物銃器対策課	.....	20
国際捜査課	.....	20

## 交 通 部

交通総務課	.....	21
交通規制課	.....	21
交通指導課	.....	21
交通捜査課	.....	21
駐車対策課	.....	22
第一交通機動隊	.....	22

第二交通機動隊	22
高速道路交通警察隊	22

### 交通部運転免許本部

運転免許課	23
運転教育課	23

### 警 備 部

公安第一課	24
公安第二課	24
公安第三課	24
外事課	24
警備課	24
危機管理対策課	25
オリンピック・パラリンピック対策課	25
第一機動隊	25
第二機動隊	25

### 横浜市警察部・川崎市警察部・相模原市警察部・相模方面本部

横浜市警察部	26
川崎市警察部	26
相模原市警察部	26
相模方面本部	26

### サイバーセキュリティ対策本部

サイバーセキュリティ対策本部	27
----------------	----

### 警 察 学 校

警察学校	28
------	----



# 警 察 概 況

昭和23年3月7日被警察制度が改正され、それまで内務省の下に一本化して発展してきた国家警察が、国家地方警察と自治体警察に分かれて発足した。

その後、昭和29年7月現行警察法が施行され、横浜市警察を除く7市警察と、国家地方警察が解消し、新たに神奈川県警察が誕生した。

1年を経過した昭和30年7月1日、横浜市警察も神奈川県警察に統合され、現在の神奈川県警察が発足したものである。

## 1 機 構

- (1) 神奈川県知事の所轄の下に神奈川県公安委員会が置かれ、同公安委員会の管理の下に神奈川県警察が設置されている。
- (2) 神奈川県警察の組織は、警察本部長の下に、7部で構成する警察本部(43課、1室、8隊及び1所の53所属)、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、警察学校及び54警察署からなっている。

さらに、警察署の下部機構として

交番	460か所
駐在所	136か所
警備派出所	1か所
計	597か所（令和3年4月1日現在）

を設けている。

## 2 定 数

神奈川県警察職員の定数は、

警 察 官	15,703人
一般職員	1,701人
計	17,404人（令和3年4月1日現在）

となっている。

## 3 令和3年神奈川県警察運営重点

「令和3年神奈川県警察運営重点」（別表第1）のとおり。

## 4 令和3年度歳出予算額

「令和3年度警察費歳出予算額」（別表第2）のとおり。

## 5 各部分掌事務

「神奈川県警察本部分掌事務」（別表第3）のとおり。

## 6 公安委員会委員

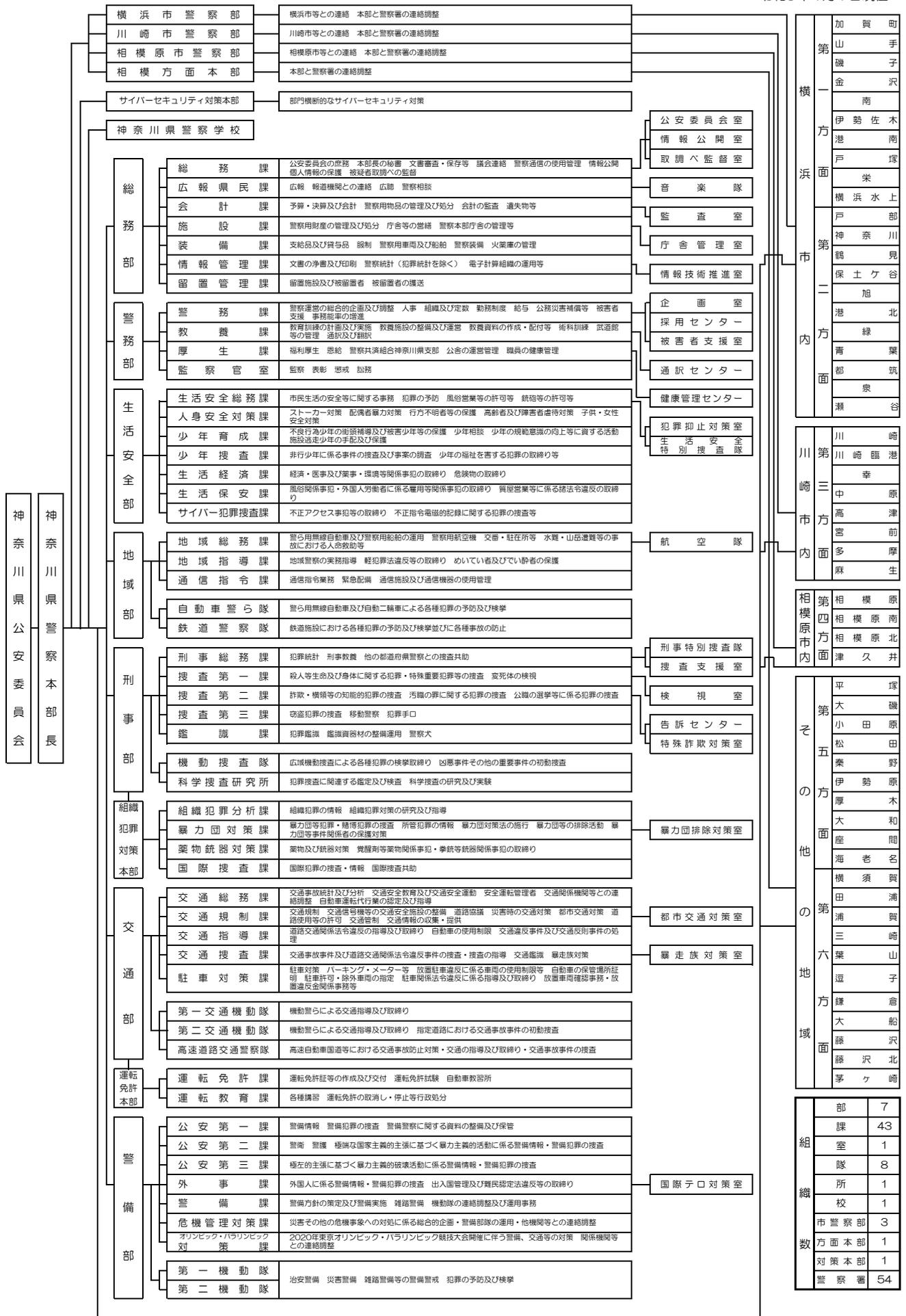
「神奈川県公安委員会委員名簿」（別表第4）のとおり。

## 7 本部長、各部、課、署長等の幹部

「神奈川県警察幹部名簿」（別表第5）のとおり。

# 神奈川県警察組織図

令和3年4月1日現在



## 令和3年神奈川県警察運営重点

運営指針	<b>安全で安心して暮らせる地域社会の実現</b> ～新型コロナウイルス感染症がもたらす社会の変化に適応し 県民の期待と信頼に応える力強い警察活動の展開～
------	---

重点目標	各部重点推進課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺を始めとした県民に不安を与える犯罪の抑止・検挙</li> </ul>	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察活動を支える基盤の整備</li> <li>○ 業務管理機能の強化による適正業務の推進</li> <li>○ 警察相談への迅速かつ的確な組織的対応の推進</li> <li>○ 広報及び警察署協議会業務の効果的な推進</li> <li>○ 堅牢な情報セキュリティ対策及び警察情報システム等の合理化・高度化の推進</li> <li>○ 基本を厳守した強い留置業務の推進</li> <li>○ 大規模災害等を見据えた諸対策の着実な推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人身安全関連事案に対する的確な対処</li> </ul>	警務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優秀な人材の確保</li> <li>○ 「県民の期待と信頼に応える力強い警察」の確立に向けた取組の推進</li> <li>○ ワークライフバランスの定着と女性職員の活躍等の推進</li> <li>○ 適正かつ実効のある業務管理の推進</li> <li>○ 組織的な対応を要する事案への的確な対応</li> <li>○ 犯罪被害者支援施策の推進</li> <li>○ 職員の心身の健康の充実</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症対策への的確な取組</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通死亡事故抑止総合対策の強化</li> </ul>	生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人身の安全を確保するための取組の推進</li> <li>○ 総合的な犯罪抑止対策の推進</li> <li>○ 非行少年を生まない社会づくりの推進</li> <li>○ 少年事件の適正な捜査・調査の徹底及び悪質福祉犯の取締り等の推進</li> <li>○ 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進</li> <li>○ 風俗環境浄化に向けた風俗関係事犯対策の推進</li> <li>○ 総合的なサイバー犯罪対策の推進</li> <li>○ 適正かつ緻密な業務運営の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オリンピック・パラリンピックに伴う総合対策の強化</li> </ul>	地域部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の安心感を高めるための交番機能の強化</li> <li>○ 地域警察官の職務執行力の強化</li> <li>○ 地域の実態に即した街頭活動等の推進</li> <li>○ 迅速かつ的確な初動警察活動の強化</li> <li>○ 適正かつ緻密な業務運営の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー空間の脅威に対する総合対策の強化</li> </ul>	刑事部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺対策の強化</li> <li>○ 重要犯罪、重要窃盗犯及び重要知能犯検挙活動の強化</li> <li>○ 組織犯罪対策の強化</li> <li>○ 捜査力の充実強化</li> <li>○ 適正かつ緻密な業務運営の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的な組織犯罪対策の強化</li> </ul>	交通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会情勢の変化に応じた交通安全対策の推進</li> <li>○ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</li> <li>○ 適正な交通関係事犯捜査と適切な被害者支援の推進</li> <li>○ 安全で快適な交通環境の整備</li> <li>○ 適正な運転免許行政の推進</li> <li>○ 大震災等大規模災害に対応できる交通対策の推進</li> <li>○ 活力あふれる交通警察の確立</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少年非行防止・保護総合対策の強化</li> </ul>	警備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オリンピック・パラリンピックに伴う警備諸対策の強化</li> <li>○ テロ等の未然防止に向けた情報収集・分析及び警戒警備体制の強化</li> <li>○ 大規模災害に備えた対処体制の強化</li> <li>○ 官民連携と有事即応態勢の強化</li> <li>○ サイバー攻撃対策の推進</li> <li>○ 各種違法行為の取締り</li> <li>○ 精強な機動隊等の確立</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の安心感を高める向上と街頭活動の強化</li> </ul>	サイバーセキュリティ対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバーセキュリティ戦略の推進</li> </ul>

## 令和3年度警察費歳出予算額

科 目	予 算 額	説 明
警 察 費	千円 196,884,379	千円
警 察 管 理 費	188,412,997	
公 安 委 員 会 費	23,525	委員報酬 21,960 委員会運営費 1,565
警 察 本 部 費	178,005,392	給与費 166,104,583 会計年度任用職員報酬等 2,812,333 旅費 340,000 警察管理運営費 3,160,011 電子計算組織運営費 2,625,104 電話維持費 2,019,719 留置施設運営費 355,960 警察広報費 10,757 表彰、ほう賞等関係費 108,243 教養費 24,321 健康管理費 444,361
装 備 費	3,293,594	車両維持費 1,453,775 車両整備費 280,958 装備及び被服調製費 958,303 船舶維持費 124,198 ヘリコプター維持費 476,360
警 察 施 設 費	3,320,997	警察施設維持修繕費 178,844 警察施設各所営繕費 727,000 警察施設整備費 2,248,276 警察施設分割購入費 166,877
運 転 免 許 費	3,769,489	運転免許センター運営費 2,068,886 自動車運転免許関係講習費 1,700,603



## 神奈川県警察本部分掌事務

神奈川県	総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公安委員会の庶務に関する事。</li> <li>2 機密に関する事。</li> <li>3 公印の管守に関する事。</li> <li>4 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。</li> <li>5 文書の審査に関する事。</li> <li>6 警察通信(他部の所掌に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>7 警察統計(犯罪統計を除く。)に関する事。</li> <li>8 文書の浄書印刷に関する事。</li> <li>9 広報に関する事。</li> <li>10 情報公開に関する事。</li> <li>11 個人情報保護に関する事。</li> <li>12 留置施設に関する事。</li> <li>13 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。</li> <li>14 予算、決算及び会計に関する事。</li> <li>15 財産の管理及び処分に関する事。</li> <li>16 会計の監査に関する事。</li> <li>17 警察装備に関する事。</li> <li>18 他部の所掌に属さない事。</li> </ol>
	警務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事、定員及び給与に関する事。</li> <li>2 警察組織の調査企画に関する事。</li> <li>3 監察に関する事。</li> <li>4 警察教養に関する事。</li> <li>5 福利厚生に関する事。</li> <li>6 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</li> <li>7 犯罪被害者等給付金に関する事。</li> <li>8 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関する事。</li> <li>9 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関する事。</li> </ol>
	生活安全部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事。</li> <li>2 犯罪の予防に関する事。</li> <li>3 少年警察に関する事。</li> <li>4 保安警察に関する事。</li> </ol>
	地域部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察に関する事。</li> <li>2 1に掲げるもののほか、警らに関する事。</li> </ol>
	刑事部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刑事警察に関する事。</li> <li>2 犯罪鑑識に関する事。</li> <li>3 犯罪統計に関する事。</li> <li>4 暴力団対策に関する事。</li> <li>5 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事。</li> <li>6 組織犯罪の取締りに関する事(他部の所掌に属するものを除く。)</li> <li>7 犯罪による収益の移転防止に関する事。</li> <li>8 国際捜査共助に関する事。</li> </ol>
	交通部	交通警察に関する事。
	警備部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備警察に関する事。</li> <li>2 警衛及び警備実施に関する事。</li> <li>3 災害情報に関する事。</li> <li>4 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。</li> <li>5 機動隊に関する事。</li> </ol>
	横浜警視庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市警察部所掌事務の企画に関する事。</li> <li>2 横浜市警察部内職員の人事の総括に関する事。</li> <li>3 横浜市その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 警察署(横浜市の区域内に置かれる警察署に限る。以下この条において同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部と警察署の連絡調整に関する事。</li> <li>6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 特命に関する事。</li> </ol>

神奈川県	川崎警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 川崎市警察本部所掌事務の企画に関する事。</li> <li>2 川崎市警察本部内職員の人事の総括に関する事。</li> <li>3 川崎市その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 警察署(川崎市の区域内に置かれる警察署に限る。以下この条において同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部と警察署の連絡調整に関する事。</li> <li>6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 特命に関する事。</li> </ol>
	相模原警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模原市警察本部所掌事務の企画に関する事。</li> <li>2 相模原市警察本部内職員の人事の総括に関する事。</li> <li>3 相模原市その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 警察署(相模原市の区域内に置かれる警察署に限る。以下この条において同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部と警察署の連絡調整に関する事。</li> <li>6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 特命に関する事。</li> </ol>
	相模方面本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面本部所掌事務の企画に関する事。</li> <li>2 方面本部内職員の人事の総括に関する事。</li> <li>3 本部と警察署間及び警察署相互間の警察業務等に係る連絡調整に関する事。</li> <li>4 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 特命に関する事。</li> </ol>
	サイバーセキュリティ対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策(以下「サイバーセキュリティ対策」という。)に係る総合的企画及び調整に関する事。</li> <li>2 対策本部内職員の人事の総括に関する事。</li> <li>3 サイバーセキュリティ対策に係る人材の育成に関する事。</li> <li>4 サイバー犯罪の取締りのための支援及び調査研究に関する事(情報技術に関する事項に係るものに限る。)</li> </ol>

## 神奈川県公安委員会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

委員別	氏名	年齢	委員の任期	職業等
委員長 特定委員 (横浜市)	おかだ ゆうこ 岡田 優子	68歳	2期目 令 3.4.1 ) 令 6.3.31	元横浜市教育長
委員長職務 代理者 委員	ういろう とうえもん 外郎 藤右衛門	59歳	1期目 令 1.7.26 ) 令 4.7.25	株式会社ういろう代表取締役
特定委員 (川崎市)	くさかべ ごろう 草壁 悟朗	67歳	2期目 平 30.12.25 ) 令 3.12.24	川崎信用金庫会長
委員	ほりもと くみこ 堀本 久美子	63歳	1期目 令 2.10.17 ) 令 5.10.16	弁護士
委員	おおさき てつろう 大崎 哲郎	71歳	3期目 平 30.7.12 ) 令 3.7.11	鎌倉江之島ハイヤー株式会社 取締役会長

## 神奈川県警察幹部名簿

令和3年4月1日現在

警察本部長 警視監 山本 仁					
職名	階級等	氏名	職名	階級等	氏名
総務部長	警視正	木原 信一郎	生活安全部理事官 (兼)生活安全総務課長	警視	大坪 剛志
総務部理事官 (兼)総務課長	警視	小林 千秋	生活安全部理事官 (兼)人身安全対策課長 (兼)刑事部理事官	警視	新津 憲一
総務部理事官 (兼)広報県民課長	警視	松本 和彦	少年育成課長	警視	高橋 陽一
会計課長	事務員	根本 茂	少年捜査課長	警視	佐藤 公
施設課長	事務員	鈴木 利明	生活経済課長	警視	太田 広明
装備課長	事務員	小山 聡之	生活保安課長	警視	齊藤 昇
情報管理課長	技術員	倉持 裕公	サイバー犯罪捜査課長	警視	中島 敦志
総務部理事官 (兼)留置管理課長	警視	岡部 郁夫	地域部長	警視正	河辺 裕司
警務部長	警視長	森末 治	地域部理事官 (兼)地域総務課長	警視	鈴木 達也
警務部参事官 (兼)警務課長	警視正	荻原 英人	地域指導課長	警視	簗島 正幸
警務部理事官 (兼)警務課企画室長	警視	正野 正樹	通信指令課長	警視	猪俣 秀彦
教養課長	警視	蛭田 正志	自動車警ら隊長	警視	中村 和広
厚生課長	事務員	小松原 覚	鉄道警察隊長	警視	八矢 洋一
警務部参事官 (兼)監察官室長 (兼)首席監察官	警視正	重江 光一	刑事部長	警視長	宮島 広成
監察官	警視	神田 一穂	刑事部参事官 (兼)刑事総務課長 (兼)生活安全部参事官	警視正	川端 雅史
監察官	警視	甲斐 次幸	刑事部理事官 (兼)捜査第一課長	警視	小林 仁志
監察官	警視	板垣 武志	捜査第二課長	警視	松田 照功
生活安全部長	警視正	則次 誠二郎	捜査第三課長	警視	益淵 隆徳

職 名	階級等	氏 名	職 名	階級等	氏 名
鑑 識 課 長	警 視	加 藤 秋 人	警 備 部 理 事 官 (兼) 公 安 第 一 課 長	警 視	豊 澤 一 二 三
刑 事 部 参 事 官 (兼) 組 織 犯 罪 対 策 本 部 長	警 視 正	大 野 晶 尚	公 安 第 二 課 長	警 視	佐 々 木 功
刑 事 部 組 織 犯 罪 対 策 本 部 理 事 官 (兼) 組 織 犯 罪 分 析 課 長	警 視	土 屋 重 雄	公 安 第 三 課 長	警 視	窪 田 博 行
暴 力 団 対 策 課 長	警 視	森 田 仁 志	外 事 課 長	警 視	宮 城 卓 志
薬 物 銃 器 対 策 課 長	警 視	小 澤 伸 一	警 備 課 長	警 視	荒 井 卓 夫
国 際 捜 査 課 長	警 視	濱 井 正	危 機 管 理 対 策 課 長	警 視	田 子 貴 之
機 動 捜 査 隊 長	警 視	向 井 洋	警 備 部 理 事 官 (兼) オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 対 策 課 長 (兼) 交 通 部 理 事 官	警 視	飯 塚 博 史
科 学 捜 査 研 究 所 長	警 視	小 泉 康 治	第 一 機 動 隊 長	警 視	笠 佳 孝
交 通 部 長	警 視 正	清 水 昭 人	第 二 機 動 隊 長	警 視	鈴 木 健 二
交 通 部 理 事 官 (兼) 交 通 総 務 課 長	警 視	藤 田 和 久	横 浜 市 警 察 部 長 (兼) サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 対 策 本 部 長 (兼) 警 務 部 参 事 官	警 視 正	千 葉 証
交 通 規 制 課 長	警 視	川 瀬 優 介	横 浜 市 警 察 部 理 事 官 (兼) 横 浜 市 警 察 部 副 部 長 (第 一 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	若 尾 康 弘
交 通 指 導 課 長	警 視	重 岡 康 二	横 浜 市 警 察 部 理 事 官 (兼) 横 浜 市 警 察 部 副 部 長 (第 二 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	小 山 晃 伸
交 通 捜 査 課 長	警 視	村 上 滋 敏	川 崎 市 警 察 部 長 (兼) 警 務 部 参 事 官	警 視 正	春 田 政 之
駐 車 対 策 課 長	警 視	長 谷 善 明	川 崎 市 警 察 部 理 事 官 (兼) 川 崎 市 警 察 部 副 部 長 (第 三 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	八 木 秀 夫
交 通 部 参 事 官 (兼) 運 転 免 許 本 部 長	警 視 正	滝 口 正 始	相 模 原 市 警 察 部 長 (兼) 相 模 方 面 本 部 長 (兼) 警 務 部 参 事 官	警 視 正	市 川 弘 幸
交 通 部 運 転 免 許 本 部 理 事 官 (兼) 運 転 免 許 課 長	警 視	古 屋 貴 祥	相 模 原 市 警 察 部 理 事 官 (兼) 相 模 原 市 警 察 部 副 部 長 (第 四 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	飯 島 政 則
運 転 教 育 課 長	警 視	寺 崎 富 美	相 模 方 面 本 部 理 事 官 (兼) 相 模 方 面 本 部 副 部 長 (第 五 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	佐 宗 茂
第 一 交 通 機 動 隊 長	警 視	藤 村 佳 明	相 模 方 面 本 部 理 事 官 (兼) 相 模 方 面 本 部 副 部 長 (第 六 方 面 担 当) (兼) 警 務 部 監 察 官 (監 察 実 施 担 当)	警 視	福 吉 節 男
第 二 交 通 機 動 隊 長	警 視	金 成 賢 一	サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 対 策 本 部 理 事 官 (兼) サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 対 策 本 部 副 部 長	警 視	中 西 実
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長	警 視	齊 藤 英 樹	警 察 学 校 長	警 視 正	佐 藤 政 宏
警 備 部 長	警 視 長	小 林 稔	警 務 部 理 事 官 (兼) 警 察 学 校 副 校 長	警 視	三 鬼 洋 二

職名	階級等	氏名	職名	階級等	氏名
加賀町警察署長	警視	上原 正	多摩警察署長	警視	信澤 公昭
山手警察署長	警視	前田 俊明	麻生警察署長	警視	飯塚 宏司
磯子警察署長	警視	熊田 嘉範	横須賀警察署長	警視正	加藤 和男
金沢警察署長	警視	北村 正	田浦警察署長	警視	原 一夫
南警察署長	警視	田中 武志	浦賀警察署長	警視	杉本 彰
伊勢佐木警察署長	警視正	川名 愛司	三崎警察署長	警視	宗廣 中
戸部警察署長	警視正	横山 俊二	葉山警察署長	警視	久保田 剛
神奈川警察署長	警視	秋本 剛	逗子警察署長	警視	有原 馨
鶴見警察署長	警視正	鈴木 雅己	鎌倉警察署長	警視	増山 靖彦
保土ヶ谷警察署長	警視	新井 滋文	大船警察署長	警視	鴻巣 龍太郎
旭警察署長	警視	本城 宏一	藤沢警察署長	警視	松尾 博之
港南警察署長	警視	菅野 重和	藤沢北警察署長	警視	松永 安則
港北警察署長	警視正	田村 淳一	茅ヶ崎警察署長	警視	坂本 仁義
緑警察署長	警視	渡邊 晴彦	平塚警察署長	警視正	鎌田 耕造
青葉警察署長	警視	櫻庭 嘉洋	大磯警察署長	警視	日原 修
都筑警察署長	警視	北村 満	小田原警察署長	警視正	野崎 剛志
戸塚警察署長	警視	伊藤 博之	松田警察署長	警視	山口 政則
栄警察署長	警視	松本 光好	秦野警察署長	警視	竹田 茂
泉警察署長	警視	柴田 直樹	伊勢原警察署長	警視	植松 宏文
瀬谷警察署長	警視	村田 秀之	厚木警察署長	警視正	押部 修一
横浜水上警察署長	警視	廣石 尚博	大和警察署長	警視正	加藤 秀雄
川崎警察署長	警視正	青山 利史	座間警察署長	警視	山田 隆
川崎臨港警察署長	警視	荒川 徹朗	海老名警察署長	警視	荒井 政晴
幸警察署長	警視	横田 和道	相模原警察署長	警視正	森元 博
中原警察署長	警視	田島 充	相模原南警察署長	警視	磯野 正彦
高津警察署長	警視	鈴木 公人	相模原北警察署長	警視	山本 隆生
宮前警察署長	警視	竹之内 信尋	津久井警察署長	警視	田上 数仁



# 総務部



## 総務課

- 1 神奈川県公安委員会の庶務に関すること。
- 2 神奈川県警察本部長(以下「本部長」という。)の秘書に関すること。
- 3 総務部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 4 部内職員の人事の総括に関すること。
- 5 公印の管守に関すること。
- 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 7 規則案、訓令案その他成案文書の審査に関すること。
- 8 神奈川県議会等との連絡に関すること。
- 9 警察通信(他の課の所掌に属するものを除く。)の使用管理に関すること。
- 10 情報公開に関すること。
- 11 個人情報の保護に関すること。
- 12 被疑者取調べの監督に関すること。
- 13 部内課長会議等に関すること。
- 14 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さないこと。

## 広報県民課

- 1 広報に関すること。
- 2 報道機関との連絡に関すること。
- 3 広聴に関すること。
- 4 警察相談に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)

## 会計課

- 1 予算、決算及び会計に関すること。
- 2 警察用物品の管理及び処分に関すること(総務部装備課の所掌に属するものを除く。)
- 3 会計の監査に関すること。
- 4 遺失物、埋蔵物及び漂流物に関すること。

## 施設課

- 1 警察用財産の管理及び処分に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- 2 庁舎その他の施設の営繕に関すること。
- 3 警察本部庁舎の管理及び庁内の取締りに関すること。
- 4 公舎の維持管理に関すること。

## 装 備 課

- 1 支給品及び貸与品に関すること。
- 2 服制に関すること。
- 3 警察用車両及び警察用船舶に関すること(地域部地域総務課の所掌に属するものを除く。)
- 4 上記3に掲げるもののほか、警察装備に関すること。
- 5 火薬庫の管理に関すること。

## 情 報 管 理 課

- 1 文書の浄書及び印刷に関すること。
- 2 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。
- 3 情報の管理に関する企画に関すること。
- 4 電子計算組織の運用に関すること。
- 5 電子計算組織のデータ保護管理に関すること。
- 6 電子計算組織による照会に関すること。

## 留 置 管 理 課

- 1 留置施設及び被留置者に関すること。
- 2 被留置者の護送に関すること。
- 3 留置施設の附属調べ室に関すること。

警 務 部



## 警 務 課

- 1 警察運営の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 警務部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 3 部内職員の人事の総括に関すること。
- 4 職員の任免、分限、服務その他人事に関すること。
- 5 警察組織及び職員の定数に関すること。
- 6 職員の勤務制度に関すること。
- 7 職員の給与に関すること。
- 8 職員の公務災害補償に関すること。
- 9 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 10 職員の救慰金及び見舞金に関すること。
- 11 被害者支援の総合的企画及び調整に関すること。
- 12 被害者の支援の実施に関すること。
- 13 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 14 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関すること。
- 15 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関すること。
- 16 事務能率の増進に関すること。
- 17 部内課長会議等に関すること。
- 18 上記に掲げるもののほか、部内の他の課室の所掌に属さないこと。

## 教 養 課

- 1 職員の教育訓練の計画及び実施に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- 2 教養施設(神奈川県警察学校を除く。)の整備及び運営に関すること。
- 3 教養資料の作成、配布等に関すること。
- 4 術科訓練に関すること。
- 5 神奈川県警察武道館及び神奈川県警察射撃場の管理に関すること。
- 6 通訳及び翻訳に関すること。

## 厚 生 課

- 1 職員の福利厚生に関すること。
- 2 職員の恩給に関すること。
- 3 警察共済組合神奈川県支部に関すること。
- 4 厚生関係団体に関すること。
- 5 公舎の運営管理に関すること。
- 6 職員の健康管理に関すること。

## 監 察 官 室

- 1 監察に関すること。
- 2 表彰に関すること。
- 3 懲戒に関すること。
- 4 訟務に関すること。



# 生活安全部



## 生活安全総務課

- 1 生活安全部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 生活安全部の所掌に係る警察(以下「生活安全警察」という。)関係法令の研究及び指導に関すること。
- 4 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。
- 5 犯罪の予防に関すること。
- 6 風俗営業、性風俗関連特殊営業等、質屋営業及び古物営業の許可等に関すること。
- 7 警備業の認定等に関すること。
- 8 探偵業の届出の受理等に関すること。
- 9 インターネット異性紹介事業の届出の受理等に関すること。
- 10 銃砲、刀剣類及び猟銃用火薬類の許可等に関すること。
- 11 核燃料物質等の運搬の届出の証明等に関すること。
- 12 神奈川県迷惑行為防止条例(昭和38年神奈川県条例第26号)違反の取締りに関すること。
- 13 生活安全部所掌事犯の取締り(神奈川県警察生活安全特別捜査隊が行うものに限る。)に関すること。
- 14 部内課長会議等に関すること。
- 15 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さないこと。

## 人身安全対策課

- 1 人身安全関連事案(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定するストーカー行為等、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者からの暴力、行方不明、高齢者又は障害者に対する虐待その他の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案をいう。以下同じ。)の対策に係る総合的企画及び調整に関すること。
- 2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関すること。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。
- 4 行方不明者、迷子、精神障害者、適当な保護者を伴わない病人その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- 5 高齢者又は障害者に対する虐待の防止に資する援助等に関すること。
- 6 重大な性犯罪等(子ども及び女性に対する重大な性犯罪等をいう。以下同じ。)に係る対策に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- 7 特命による人身安全関連事案及び重大な性犯罪等に発展するおそれのある事案に係る関係事犯の取締りに関すること。

## 少年育成課

- 1 不良行為少年の街頭補導及び被害少年等の保護に関すること。
- 2 少年相談に関すること。
- 3 少年の規範意識の向上等に資する活動に関すること。
- 4 施設逃走少年の手配及び保護に関すること。

## 少年捜査課

- 1 非行少年に係る事件の捜査及び事案の調査に関すること。
- 2 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること(次に掲げる事務を除く。)
- 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)違反の取締りに関すること。

## 生活経済課

- 1 国際経済関係事犯の取締りに関すること。
- 2 金融及び経済関係事犯の取締りに関すること(刑事部捜査第二課の所掌に属するものを除く。)
- 3 医事及び薬事関係事犯の取締りに関すること。
- 4 保健衛生関係事犯の取締りに関すること(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)
- 5 公害その他の環境関係事犯の取締りに関すること(交通部交通規制課の所掌に属するものを除く。)
- 6 銃砲、刀剣類、火薬類及び高圧ガス等の危険物の取締り等に関すること(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)
- 7 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さない行政諸法令違反の取締りに関すること。

## 生活保安課

- 1 売春その他の風俗関係事犯の取締りに関すること。
- 2 射幸行為の取締りに関すること。
- 3 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- 4 質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る行政諸法令違反の取締りに関すること。

## サイバー犯罪捜査課

- 1 サイバー犯罪(インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯その他情報技術を利用する犯罪をいう。以下同じ。)の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。
- 3 不正指令電磁的記録に関する犯罪の捜査に関すること。
- 4 特命によるサイバー犯罪の取締りに関すること。

# 地 域 部



## 地域総務課

- 1 地域部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 部内職員の人事の総括に関する事。
- 3 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。
- 4 警察用航空機に関する事。
- 5 地域勤務その他の警ら勤務に関する事(地域部通信指令課の所掌に属するものを除く。)
- 6 交番、駐在所等に関する事(総務部施設課及び警務部警務課の所掌に属するものを除く。)
- 7 雑踏警戒に関する事。
- 8 水難、山岳遭難等の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。
- 9 部内課長会議等に関する事。
- 10 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さない事。

## 地域指導課

- 1 地域警察その他の警ら警察(以下「地域警察」という。)の実務の指導に関する事。
- 2 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)違反の取締りに関する事。
- 3 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)違反の取締りに関する事。
- 4 酩酊者及び泥酔者の保護に関する事。

## 通信指令課

- 1 通信指令業務に関する事。
- 2 緊急配備に関する事。
- 3 通信施設及び通信機器の使用管理に関する事(総務部総務課の所掌に属するものを除く。)

## 自動車警ら隊

警ら用無線自動車及び自動二輪車の運用による各種犯罪の予防及び検挙に関する事。

## 鉄道警察隊

鉄道施設において、警戒、警ら及び警乗による各種犯罪の予防及び検挙並びに各種事故防止に関する事。



# 刑 事 部



## 刑 事 総 務 課

- 1 刑事部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 犯罪統計に関すること。
- 4 刑事警察関係法令の研究及び捜査の指導に関すること。
- 5 刑事教養に関すること。
- 6 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。
- 7 刑事部所掌事犯の捜査(神奈川県警察刑事特別捜査隊が行うものに限る。)に関すること。
- 8 部内課長会議等に関すること。
- 9 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さないこと。

## 捜 査 第 一 課

- 1 殺人、傷害その他の生命及び身体に関する犯罪の捜査に関すること。
- 2 強盗及び強制性交等犯罪の捜査に関すること。
- 3 略取及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- 4 恐喝及び脅迫に関する犯罪の捜査に関すること。
- 5 放火及び失火犯罪の捜査に関すること。
- 6 交通機関、工場等の爆破その他の特殊重要犯罪の捜査に関すること。
- 7 変死体の検視に関すること。
- 8 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さない犯罪の捜査に関すること。

## 捜 査 第 二 課

- 1 詐欺、背任、横領、偽造その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
- 2 名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関すること。
- 3 汚職の罪に関する犯罪の捜査に関すること。
- 4 不動産侵奪及び境界損壊に関する犯罪の捜査に関すること。
- 5 公職の選挙、国民審査その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。

## 捜 査 第 三 課

- 1 窃盗犯罪の捜査に関すること。
- 2 移動警察に関すること。
- 3 犯罪手口に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

## 鑑 識 課

- 1 犯罪鑑識(犯罪手口に関するものを除く。)に関すること。
- 2 鑑識資器材の整備運用に関すること。
- 3 警察犬に関すること。

## 機 動 捜 査 隊

広域機動捜査により、各種犯罪の検挙取締りを行うほか、凶悪事件その他の重要事件の初動捜査に当たる。

## 科学捜査研究所

- 1 犯罪捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。
- 2 科学捜査についての研究及び実験に関すること。

刑 事 部  
組織犯罪対策本部



## 組織犯罪分析課

- 1 組織犯罪対策本部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 組織犯罪の情報に関すること。
- 3 組織犯罪対策の研究及び指導に関すること。
- 4 特命による組織犯罪の取締りに関すること。
- 5 上記に掲げるもののほか、組織犯罪対策本部内の他の課の所掌に属さないこと。

## 暴力団対策課

- 1 暴力団等に係る犯罪の捜査に関すること。
- 2 賭博犯罪の捜査に関すること。
- 3 所管犯罪の情報に関すること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関する  
こと。
- 5 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の施行その他暴力団等の排  
除活動に関すること。
- 6 暴力団等に係る事件関係者等の保護対策に関すること。

## 薬物銃器対策課

- 1 薬物及び銃器対策に関すること。
- 2 覚醒剤その他の薬物関係事犯の取締りに関すること。
- 3 上記2に掲げるもののほか、習慣性がある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関  
すること。
- 4 拳銃その他の銃器関係事犯の取締りに関すること。
- 5 所管犯罪の情報に関すること。

## 国際捜査課

- 1 国際犯罪の捜査に関すること。
- 2 国際犯罪の情報に関すること。
- 3 国際捜査共助に関すること。



交 通 部



## 交通総務課

- 1 交通部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 部内職員の人事の総括に関する事。
- 3 交通事故統計及び交通事故分析に関する事。
- 4 交通安全教育及び交通安全運動に関する事。
- 5 安全運転管理者に関する事。
- 6 交通関係の機関及び団体との連絡調整に関する事。
- 7 地域交通安全活動推進委員制度に関する事。
- 8 自動車運転代行業の認定及び指導に関する事。
- 9 部内課長会議等に関する事。
- 10 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さない事。

## 交通規制課

- 1 交通総量の抑制に係る総合的企画及び調整に関する事。
- 2 交通規制に関する事。
- 3 道路の新設、改良等に係る協議に関する事。
- 4 交通信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設に関する事。
- 5 交通公害に関する事。
- 6 道路使用、制限外積載等の許可に関する事。
- 7 交通管制に関する事。
- 8 交通情報に関する事。

## 交通指導課

- 1 道路交通関係法令違反の取締り及び道路交通関係法令違反事件の捜査の指導に関する事。
- 2 自動車の使用制限(放置駐車違反に係るものを除く。)に関する事。
- 3 交通違反事件及び交通反則事件の処理に関する事。

## 交通捜査課

- 1 交通事故事件及び道路交通関係法令違反事件の捜査に関する事。
- 2 交通事故事件及びこれに係る道路交通関係法令違反事件の捜査の指導に関する事。
- 3 交通鑑識に関する事。
- 4 暴走族対策に関する事。

## 駐車対策課

- 1 駐車対策の総合的企画、調査及び研究に関すること。
- 2 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。
- 3 放置駐車違反に係る自動車の使用制限及び運行供用制限に関すること。
- 4 自動車の保管場所証明に関すること。
- 5 駐車許可及び駐車禁止除外車両の指定に関すること。
- 6 駐車関係法令違反に係る指導及び取締りに関すること。
- 7 放置車両確認事務及び放置違反金関係事務に関すること。

## 第一交通機動隊

- 1 機動警らによる交通の指導及び取締りに関すること。
- 2 検問及び機器による交通の指導及び取締りに関すること。

## 第二交通機動隊

- 1 機動警らによる交通の指導及び取締りに関すること。
- 2 本部長の指定する道路における交通事故及び交通事件の初動捜査に関すること。
- 3 検問及び機器による交通の指導及び取締りに関すること。

## 高速道路交通機動隊

- 1 指定道路(自動車専用道等をいう。以下同じ。)における交通事故防止対策に関すること。
- 2 指定道路における交通事故及び交通事件の捜査に関すること。
- 3 指定道路における交通規制に関すること。
- 4 指定道路における警衛及び警護に関すること。
- 5 指定道路における交通の指導及び取締りに関すること。
- 6 指定道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動に関すること。

交 通 部  
運 轉 免 許 本 部



## 運 転 免 許 課

- 1 免許本部所掌事務の総合的企画及び調整に関すること。
- 2 免許本部内の会計に関すること。
- 3 運転免許証等の作成及び交付に関すること。
- 4 自動車教習所に関すること。
- 5 運転免許試験に関すること。
- 6 神奈川県警察運転免許センターの管理に関すること。
- 7 上記に掲げるもののほか、免許本部内の他の課の所掌に属さないこと。

## 運 転 教 育 課

- 1 運転免許に関する講習に関すること。
- 2 運転免許の取消し、停止等行政処分に関すること。
- 3 運転適性検査に関すること。
- 4 免許本部所掌事務に係る審査請求に関すること。



警 備 部



## 公安第一課

- 1 警備部所掌事務の総合的企画及び調整に関する事。
- 2 部内職員の人事の総括に関する事。
- 3 警備警察の研究及び指導に関する事。
- 4 警備情報に関する事(警備部公安第二課、公安第三課及び外事課の所掌に属するものを除く。)
- 5 警備犯罪の捜査に関する事(部内の他の課の所掌に属するものを除く。)
- 6 警備警察に関する資料の整備及び保管に関する事。
- 7 部内課長会議等に関する事。
- 8 上記に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属さない事。

## 公安第二課

- 1 警衛に関する事。
- 2 警護に関する事。
- 3 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に係る警備情報に関する事。
- 4 上記3の活動に係る警備犯罪の捜査に関する事。

## 公安第三課

- 1 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に係る警備情報に関する事。
- 2 上記の活動に係る警備犯罪の捜査に関する事。

## 外事課

- 1 外国人に係る警備情報に関する事。
- 2 外国人に係る警備犯罪の捜査に関する事。
- 3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)違反の取締りに関する事。
- 4 渉外に関する事。

## 警備課

- 1 警備方針の策定及び警備実施に関する事(警備部危機管理対策課及びオリンピック・パラリンピック対策課の所掌に属するものを除く。)
- 2 雑踏警備に関する事。
- 3 神奈川県警察第一機動隊及び神奈川県警察第二機動隊の連絡調整及び運用事務に関する事。

## 危機管理対策課

- 1 災害その他の危機事象への対処(以下「危機管理」という。)に係る総合的企画、調査研究及び実施に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- 2 危機管理に係る警備部隊の運用に関すること。
- 3 危機管理に係る他機関等との連絡調整に関すること。
- 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に関すること。
- 5 総合指揮室の管理及び運用に関すること。

## オリンピック・パラリンピック対策課

- 1 第32回オリンピック競技大会、東京2020パラリンピック競技大会その他これらに類するスポーツの競技会(以下「オリンピック・パラリンピック等」という。)の開催に伴う警備、交通等の対策に係る総合的企画、調査研究及び実施に関すること。
- 2 オリンピック・パラリンピック等に係る他機関等との連絡調整に関すること。

## 第一機動隊

## 第二機動隊

- 1 治安警備、災害警備及び雑踏警備等諸般の警備警戒に関すること。
- 2 集団警ら等による各種犯罪の予防検挙に関すること。

横浜市警察部  
川崎市警察部  
相模原市警察部  
相模方面本部



## 横浜市警察部

- 1 横浜市警察部所掌事務の企画に関すること。
- 2 横浜市警察部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 横浜市その他関係機関との連絡に関すること。
- 4 警察署(横浜市の区域内に置かれる警察署に限る。以下同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関すること。
- 5 本部と警察署の連絡調整に関すること。
- 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 7 特命に関すること。

## 川崎市警察部

- 1 川崎市警察部所掌事務の企画に関すること。
- 2 川崎市警察部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 川崎市その他関係機関との連絡に関すること。
- 4 警察署(川崎市の区域内に置かれる警察署に限る。以下同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関すること。
- 5 本部と警察署の連絡調整に関すること。
- 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 7 特命に関すること。

## 相模原市警察部

- 1 相模原市警察部所掌事務の企画に関すること。
- 2 相模原市警察部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 相模原市その他関係機関との連絡に関すること。
- 4 警察署(相模原市の区域内に置かれる警察署に限る。以下同じ。)の業務及び組織運営に関する連絡調整に関すること。
- 5 本部と警察署の連絡調整に関すること。
- 6 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 7 特命に関すること。

## 相模方面本部

- 1 方面本部所掌事務の企画に関すること。
- 2 方面本部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 本部と警察署間及び警察署相互間の警察業務等に係る連絡調整に関すること。
- 4 重要な警衛、警護及び警備実施に関する本部、警察署その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 5 特命に関すること。



サイバーセキュリティ  
対策本部



## サイバーセキュリティ対策本部

- 1 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策(以下「サイバーセキュリティ対策」という。)に係る総合的企画及び調整に関すること。
- 2 対策本部内職員の人事の総括に関すること。
- 3 サイバーセキュリティ対策に係る人材の育成に関すること。
- 4 サイバー犯罪の取締りのための支援及び調査研究に関すること(情報技術に関する事項に係るものに限る。)



# 警察学校



## 警 察 学 校

1 警察官採用時教養に関すること。

(1) 初任科教養

新たに採用された巡査の階級にある警察官に対し、基礎的な知識及び技能を修得させる教育訓練を行うための課程

(2) 初任補修科教養

警察署における職場実習を終了した巡査の階級にある警察官に対し、初任科及び職場実習で修得した知識を深めさせ、及び技能を向上させる教育訓練を行うための課程

2 一般職員採用時教養に関すること。

新たに採用した一般職員（巡査相当職にある者に限る。）に対し、基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教養訓練

3 昇任時教養に関すること。

巡査部長、警部補、主任又は係長に昇任し、又は昇任が予定されている者（関東管区警察学校各任用科を履修する者を除く。）に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を取得させるために行う教育訓練

4 部門別任用科に関すること。

生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する巡査部長又は巡査の階級にある警察官（任用後間がない者を含む。）に対し、当該部門の係員として必要である基礎的な知識及び技能を修得させるために行う教育訓練

5 専科教養に関すること。

警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させるために行う教育訓練